

会議録

会議の名称	令和2年度 第4回 西東京市地域自立支援協議会 計画策定部会
開催日時	令和2年10月9日(金曜日) 午後6時30分から午後8時まで
開催場所	田無第二庁舎4階 第1・2会議室
出席者	木下委員、大伴委員、山口委員、小澤委員、橋爪委員、根本委員、小矢野委員、久松委員、鶴澤委員
議題	1 開会 2 前回会議録の確認 3 議題 計画素案の検討について 4 その他
会議資料の名称	前回会議録 資料1 : 計画素案
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>傍聴1名</p> <p>3 議題 計画素案の検討について 事務局より資料1を説明。</p> <p>【質疑応答】</p> <p>施策1 障害のある子どもへの支援の充実</p> <p>○発言者：委員 目標達成の指標について、実施回数や配置人数に関する指標となっているが、重点推進項目が目指す方向性との整合や、指標が意図している内容について確認したい。</p> <p>事務局回答 指標については今回の計画で初めて示している。指標の必要性や内容についても委員の皆様からご意見いただきたいと思う。市としては、数値目標に捉われて施策の方向性を見失うことが無いように推進していくことは変わらない。</p> <p>○発言者：委員 数字に捉われると事業の本質を見失う危険性もあるが、例えば関係機関での協議の実施などは、現時点では西東京市では行われていないため、こうしたことを明確な数をもって示して働きかけを行うことは必要だと思う。</p> <p>○発言者：委員 何かしら具体的な目標を掲げることで、計画の具体性が高まると思うので、指標を数字で置くことは必要だと思う。</p>	

○発言者：委員

指標を置くことそのものに反対ではないが、設定する場合は、例えば障害福祉サービスの満足度などのように、市民や利用者がどのように感じているかといった、利用者目線での指標を設定することの重要度が高いのではないかと思う。

○発言者：委員

私が違和感をもった点は、指標のタイトルが「目標達成のための指標」となっていることにあり、目標と指標の相関関係についての議論が必要になるだろう。タイトルを「目標達成に関係する指標」や「重点項目に関連する目標」としてはどうか。

○発言者：委員

相談支援事業については、関係機関と連携して質の向上を図ることが必要ではないかと考えている。国でも事業所間の連携を重視しているため、回数等の指標も必要ではないかと思う。

事務局回答

障害福祉計画は、西東京市が施策や事業を推進していく上での、重要な指針となる。計画の意図する理念や目標が、数値目標に上書きされてしまえば意味を成さない計画になってしまう。

指標の内容については、重点推進項目を軸として、指標の取捨選択を事務局にて整理をさせていただきたいと思う。

○発言者：委員

重点推進項目について、児童発達支援センターを設置すると理解してよいか。

事務局回答

児童発達支援センターについては、計画期間中に設置することになる。ただし、新しい施設をつくるというわけではなく、既存のこどもの発達支援センターひいらぎの機能強化を図り、国が定める児童発達支援センターとして位置付けることになる。

○発言者：委員

児童発達支援センターと児童発達支援事業所は別物と考えてよいか。

事務局回答

児童発達支援センターと児童発達支援事業所は、別物である。

今後、新規参入を見込む児童発達支援事業所に対しても、児童発達支援センターを中心とした事業者間の連携体制に組み込みことを予定している。

○発言者：委員

「目指します」や「図ります」「検討します」といった文言について、わかりやすく表現していただきたいと思う。

事務局回答

文言整理については、素案の内容が確定次第、対応したいと考えている。

施策2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

○発言者：委員

障害の理解について、学齢期の児童・生徒に対して、障害の理解促進を図るために、一步踏み込んだ事業や施策を明確に表現して欲しいと思う。

○発言者：委員

他の自治体では、小中学生を対象とした障害理解促進のためのキャラバン隊などの事業が実施されている。学校との連携は、事業者側からではハードルが高いものになるため、もう一步踏み込んで「小学校」といった明記をしてもらえると連携が進みやすいのではないかと思う。

施策3 相談支援体制の充実

○発言者：委員

包括的な相談支援体制について、利用者の満足度を把握することが重要だろう。包括的な相談支援体制を構築した上で、利用者側にどのような変化があったのかを確認して見直しを行う仕組みが必要だと思う。

○発言者：委員

包括的な相談支援体制を構築するために必要なプロセスを具体的に記載した方がよいのではないかと思う。

事務局回答

相談体制の充実については、地域生活支援拠点事業と基幹相談支援センターの事業が重要になってくると考えている。

また、障害のある人の高齢化に対する相談支援の強化については、重点推進項目5に位置付けているため、それら全ての施策の推進を以って、相談支援の充実を図っていくことになる。

○発言者：委員

障害児は保護者などが作成するセルフプランが多いと聞いている。子どもの将来のことを考えると、相談支援事業者との関係が早い段階でできていることが望ましい場合もある。障害児の相談支援についてはどのように進めていくか。

事務局回答

児童発達支援センターの事業において、相談支援体制の充実も事業範囲に含まれている。

お子さまの発達の不安については、サービス利用の相談だけでなく、様々な

活動や日々の生活から発生している。そのため、昨年度に庁内の「子ども」に関わる関係課に対してヒアリングを行い、子どもの発達に関する相談の状況について確認した。その中で、各課における相談のポイントが異なっていることが明らかになった。このことを受け、一つのモデルケースを作るのではなく、児童発達支援センターといった中核となる拠点を中心に、各課がノウハウや事例を共有できる体制をつくる方向で検討している段階である。

○発言者：委員

福祉サービスの中でも、相談は利用できるか。

事務局回答

相談対応は、現状のひいらぎでも実施している。

ただし、相談の内容やニーズは日々変化していくと考えている。そのため、市の様々な窓口で発達に不安のある子どもの情報をキャッチして、適切なサービスにつなげるための体制を検討したいと考えている。

○発言者：委員

セルフプランについては、児童に限らず成人の方でも課題になっていると思う。相談支援事業所から障害のある人やその家族に助言などを行うことが必要ではないかと思う。

事務局回答

サービスの利用にあたっては、相談支援事業所を活用することを基本として説明している。保護者の中にはセルフプランでの作成を希望する場合もあるが、その場合でも相談支援員が内容を確認しながら提案等を行うため、保護者が何もわからず作成することはないと考えている。

○発言者：委員

一度セルフプランを作成すると、そのプランが継続されるのか。

事務局回答

サービスは1年毎に更新となるため、都度、相談支援事業所での作成を勧めている。

施策4 障害のある人の社会参加の促進

○発言者：委員

「えぼっく」が変わることについて、具体的に教えて欲しい。

事務局回答

「えぼっく」については、10月1日より基幹相談支援センターとしてスタートしている。西東京市では、市役所の障害福祉課が既に基幹相談支援センターと

して位置づけられているが、今後は市と「えぽっく」の2拠点の体制で実施していく。

事業内容としては、困難事例や虐待事例についての対応を行うとともに、相談支援事業所へのバックアップ体制として「えぽっく」が担うこととなる。

施策5 障害者の高齢化への対応

○発言者：委員

65歳になると、制度的に障害福祉サービスから介護保険サービスに切り替わることを知らない方が市内にもいる。国の制度上の仕組みや、西東京市における柔軟な対応について、市民にしっかりと周知を行うことが重要であると考えている。

事務局回答

西東京市として、区分を更新する際、サービスを更新する際、65歳になる3か月前に、サービスの移行についての案内は実施している。

ただし、実態として理解が進んでいないことや、移行後の介護保険サービスに不満があることは課題であるため、周知を図るとともに、介護保険サービス事業所の質を高めるための取り組みが必要であると考えている。

○発言者：委員

移行に関する情報を知らない障害者がいることは事実であるため、「知らない」という状況を解決していくための工夫や改善は、確実に実施していくことは必要であると考えている。

○発言者：委員

介護保険サービス事業所で障害福祉サービスを受けられるようになることが必要ではあるが、周囲の環境や仲間がサービス移行によってリセットされてしまうことは残念である。

○発言者：委員

そもそも、介護保険サービスに希望する水準のサービスがない場合は、移行しなくても良いのではないかと考えている。自治体の対応のスタンスによるかと思うがいかがか。

事務局回答

原則として、同等のサービスがある場合は移行することとなっているため、以前の障害福祉サービス事業所を使い慣れている等の理由だけでは、サービス移行を阻害する要因としては認められない。本人の状況や移行準備の状況を踏まえながら対応している。

また、サービス移行が進まないと、障害福祉サービス事業所の定員には限りがあるため、他にサービスを必要としている人が活用できないという課題が大きくなっていく。

○発言者：委員

そうすると、介護保険サービス事業所に、知的障害や精神疾患のある方を受け入れられるように、サービスの質の向上を図っていくことが重要になるのだろう。

○発言者：委員

福祉サービスの受け入れ先だけでなく、居場所（いたい場所）を解決することが必要なのだと思う。

また、西東京市では共生型サービスが広がっていないと思うが、現状はどのようなになっているか。

事務局回答

共生型サービスについては西東京での実施は確認できていない。実施できていない理由の分析はできていないが、事業所にとって採算が合わないことが理由の一つであると考えている。

○発言者：委員

重点推進項目5は、もう少し内容を濃くできるのではないか。例えば、医療に関する体制の確保などが挙げられると思う。

計画書のその他の部分について

○発言者：委員

計画書25～26頁の計画の自己評価について、評価は客観性が必要になるため、自己評価のプロセスは大事だが、計画書に記載する必要性は低いと思う。

○発言者：委員

計画の目次について、計画の核となる部分を計画書の前半に持ってきた方が良い等、冊子の見やすさについて、次回に改めてご意見を頂きたいと思う。

4 その他

事務局より第5回の自立支援協議会日程について連絡

閉会